

中小企業庁経営支援課 パブリックコメント担当御中

「中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令案」

[氏名]	在日米国商工会議所 保険委員会  (担当者) 在日米国商工会議所渉外室 日本政府担当 伊地知 徳子
[住所]	〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル 10階
[電話番号]	(03) 3433-8451
[FAX番号]	(03) 3433-8454
[電子メールアドレス]	<a href="mailto:nijichi@accj.or.jp">nijichi@accj.or.jp</a>
<p>[意見]</p> <p>今般の中小企業等協同組合法施行規則の改正については、全国の事業協同組合等によって運営されている共済の契約者保護の充実を図るものとして歓迎いたします。在日米国商工会議所（ACCJ）は、日本政府は民間保険会社と制度共済の競争条件同一化を速やかに達成すべきであり、そのためには制度共済はすべて金融庁の監督下に置かれるべきであると考えております。それが実現されるまでの間、今回制定されたルールの実効性を確保するために、中小企業庁がスキルと経験を有した人的リソースを十分に手当てして、金融庁による保険会社の監督・検査と同じ水準で、かつ機動的に対応できる体制を整備されることを要望いたします。具体的には、未成年者等に対する共済契約の不正利用を防止する措置について、中小企業等協同組合法施行規則の改正にあわせ、事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針についても同様の措置を講じるべきと考えます。</p> <p>[理由]</p> <p>今般の中小企業等協同組合法施行規則の改正にあたって、中小企業庁はその改正の理由を「被共済者の同意を得ることができない未成年者に対する死亡共済契約のうち、モラルリスクの高いものについては、共済事業を行う組合において、効果的なモラルリスク対策を実施すべきである」としました。それにも関わらず、中小企業庁は、金融庁が保険業法施行規則改正と同時期に保険会社向けの総合的な監督指針改正の措置を講じたのに対し、共済事業向け総合的な監督指針改正の措置を講じていません。ACCJは、制度共済が実質的には不特定多数の人に対して、民間保険会社と同種の商品を販売していると認識しており、制度共済は民間保険会社と同等な監督・規制環境に置かれ</p>	

The American Chamber of Commerce in Japan / [www.accj.or.jp](http://www.accj.or.jp) / [www.eccentral.jp](http://www.eccentral.jp)

**Tokyo**

Masonic 39 MT Bldg. 10F  
2-4-5 Azabudai  
Minato-ku, Tokyo 106-0041  
Phone: +81 3 3433 5381  
Fax: +81 3 3433 8454

**Kansai**

Dojima Park Bldg. 5F  
1-1-8 Dojimahama  
Kita-ku, Osaka 530-0004  
Phone: +81 6 6345 9880  
Fax: +81 6 6345 9890

**Chubu**

Marunouchi Fukao Bldg. 5F  
2-11-24 Marunouchi  
Naka-ku, Nagoya 460-0002  
Phone: +81 52 229 1525  
Fax: +81 52 222 8272

るべきであると考えています。今回、中小企業庁が事業協同組合等の共済事業向け総合的な監督指針の改正を省略した措置は、制度共済が民間保険会社に比べ緩やかな管轄化にあることを示した典型的な例であるといえます。また今後、当該措置について民間保険会社と制度共済の規制に一定の差異が維持された場合、加入に際して保険商品と共済商品を比較検討している消費者の保護を損なう恐れもあります。ACCJは、日本政府が民間保険会社と制度共済の競争条件同一化を速やかに達成し、制度共済はすべて金融庁の監督下に置かれるべきであると考えておりますが、まず当該措置に関し、中小企業庁が速やかに事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針の改正案を提示し、行政手続法に基づく手続きを講じることを要請します。

以上